

情報倶楽部

2024年7月

No. 278

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

消費税

★ 月の途中で適格請求書発行事業者になった場合

Q. 当社は資産の貸付けを行っている事業者ですが、月の途中で適格請求書発行事業者の登録をした場合、適格請求書はどのように交付したらいいですか？

A. 適格請求書発行事業者は、登録日以後の取引について、相手方の求めに応じて、適格請求書を交付しなければなりません。

資産の賃貸借契約に基づいて支払を受ける使用料等の額を対価とする資産の譲渡等の時期は、その契約又は慣習によりその支払を受けるべき日とすることとされています。したがって、ある月の途中で適格請求書発行事業者の登録を受けた場合においても、月末にその月分の支払を受けることとしているなど、使用料等の支払を受けるべき日が登録日以後となるのであれば、その月分の使用料等の全額につき適格請求書を交付することとなります。この場合、課税資産の譲渡等がその支払を受けるべき日に行われたこととなりますので、その登録を受けた月分の使用料等については、適格請求書発行事業者の登録前の期間に係るものについて日割計算などは行わず、全額を課税売上げとして消費税の申告を行うこととなります。

なお、前受けに係るものである場合には、その資産の譲渡等の時期は、原則として現実に資産の譲渡等を行った時となりますので、登録日以前の取引と登録日以後の取引に区分するなどの対応が必要となります。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/77-2.pdf>

★ クレジット会社のタクシーチケット

Q. クレジット会社のタクシーチケットは、カードの利用明細しか送られてきません。この場合、仕入税額控除を受けるにはどうしたらいいですか？

A. クレジットカード会社が発行しているタクシーチケットについて仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、その使用に当たってタクシー事業者から受領した適格簡易請求書の保存が必要となります。

しかしながら、タクシーチケットは取引先等に手交されることも多いことを踏まえれば、適格簡易請求書の保存が困難といった事情があると考えられます。そのため、受領したクレジットカード利用明細書及び以下の資料に記載された内容等に基づき、利用されたタク

シー事業者が適格請求書発行事業者であることが確認できる場合には、適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除く)が記載されている証票が使用の際に回収される取引として、帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることが認められます(回収特例)。

- ・利用されたタクシー事業者のホームページ
- ・クレジットカード会社のホームページ等に掲載されている利用可能タクシー一覧

なお、適格請求書発行事業者以外のタクシー事業者の場合には、区分記載請求書の記載事項を満たした書類及び一定の事項を記載した帳簿の保存があれば、みなし仕入税額控除(80%、50%)の適用を受けることができます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/108-2.pdf>

相 続 税

★ 相続時精算課税に係る贈与税の申告

Q. 相続時精算課税が今年から改正になって贈与税の申告がいない場合があるそうですが、どのようになっているのですか？

A. 相続時精算課税制度は、これまで、制度の適用を受けようとする場合は、贈与を受けた財産に係る贈与税の申告期限内に贈与者ごとに相続時精算課税制度選択届出書を作成し、贈与税の申告書に添付して、贈与税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととなっていました。

しかし、今回の改正で、相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除(毎年110万円)が設けられましたので、特定贈与者から贈与を受けた財産の価額が基礎控除以下である場合は、贈与税の申告はしなくてよいこととなり、その旨を、相続時精算課税選択届出書に記載して届出書だけを提出すればよいこととなりました。

なお、特定贈与者から相続時精算課税に係る基礎控除を超える金額の贈与を受けた場合や特定贈与者から贈与により取得した財産の価額が相続時精算課税に係る基礎控除以下であっても、その財産以外の財産を贈与により取得したため贈与税の申告が必要となる場合は、これまでどおり、相続時精算課税選択届出書を贈与税の申告書の添付して提出しなければなりません。

この改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税に適用されます。

[No.4409 贈与税の計算\(相続時精算課税の選択をした場合\) | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

そ の 他

★ 土地の売買や住宅用家屋の所有権保存登記の税金

Q. 土地の売買や住宅用家屋の所有権保存登記に係る登録免許税の軽減措置は、今年度の税制改正でどうなりましたか？

A. 今年度の税制改正では、①土地の売買による所有権の移転登記等の登録免許税の軽減措置が令和8年3月31日まで、②住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の軽減措

置及び③住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の登録免許税の軽減措置が令和9年3月31日まで延長になりました。

① 土地の売買による所有権の移転登記等

- ・所有権の移転登記
本則2.0%→軽減措置1.5%
- ・所有権の信託登記
本則0.4%→軽減措置0.3%

② 住宅用家屋の所有権の保存登記等

- ・所有権の保存登記
本則0.4%→軽減措置0.15%
- ・所有権の移転登記
本則2.0%→軽減措置0.3%

③ 住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記

- ・抵当権の設定登記
本則0.4%→軽減措置0.1%

なお、②及び③の軽減措置の適用を受けるためには、登記の申請書に住宅用家屋の所在地の市区町村長の証明書を添付の上、その住宅用家屋の新築又は取得後1年以内に登記を受けなければなりません。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0020003-124_01.pdf

★ 自動ダイレクト

Q. 自動ダイレクトというサービスが始まったそうですが、どのようなサービスですか？

A. 自動ダイレクトとは、令和6年4月から開始されたサービスで、e-Taxの申告等データを送信する画面で表示される「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続をすることができる機能です。

自動ダイレクトは、次のすべての条件に該当する場合に利用できます。

- ① 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続
- ② 法定納期限内に申告手続をする場合

自動ダイレクトには、次のように納税額に限度が設けられています。

- ・令和6年4月1日～令和8年3月31日まで
1,000万円以下
- ・令和8年4月1日～令和10年3月31日まで
3,000万円以下
- ・令和10年4月1日～
1億円以下

自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限となります。

なお、法定納期限に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日に口座引落としされます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/0024001-051.pdf>

[G-2-2 ダイレクト納付\(e-Taxによる口座振替\)の手続 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)